

「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務
に関するプロポーザル実施要領

2026年（令和8年）2月27日

福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課

目次

1	業務の目的.....	1
2	業務概要.....	1
3	委託費.....	1
4	選定方式及び契約方法.....	1
5	参加資格.....	2
6	参加申込の手続等.....	2
7	参加申込書の作成等.....	3
8	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）.....	4
9	企画提案書の作成等.....	4
10	企画提案書の評価及び評価基準.....	4
11	契約の締結.....	5
12	失格条件.....	5
13	その他の留意事項.....	5

1 業務の目的

福山市には、個人、企業、団体が愛情をかけて手入れする特色のある花壇、庭園が多数あり、ばらであふれるまちの景観を彩っている。「ばらのまち福山」が将来にわたり持続可能で魅力あふれるまちであり続けるためには、既存の花壇の維持発展に留まらず、新たな個人、企業及び団体の参画が不可欠である。また、新規参画者が家庭や地域で、魅力的・先進的なデザインを取り入れたばらづくりを行うことで、「ばらのまち福山」全体の魅力が更新され続けることが期待される。

本業務は、ばらづくりへの新規参画者を増やすため、ばらのある空間づくりに取り組む市民の「ストーリー」とともに、ばらによる魅力的な空間づくりに取り組む事業所や家庭の事例を紹介する「「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット(仮称)」(以下「本冊子」という。)を作成することを業務目的とする。

本冊子により、ばら栽培の経験がない、あるいは浅い市民(潜在層)が「自分にもできるかもしれない」という共感と憧れを抱き、家庭や地域でのばらづくりへ参画する第一歩を踏み出す行動喚起を行う。

作成に当たっては、民間企業がもつ企画力、共感を呼ぶコピーライティング及び人物と庭の空気感を魅力的に切り取る写真撮影の技術力を最大限に活用する。

2 業務概要

(1) 業務名

「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課(福山市東桜町3番5号)

イ 受注者の所在地

ウ 発注者が指定した場所

(3) 業務内容

「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務委託仕様書のとおりとする。

(4) 業務履行期間

契約締結日から2027年(令和9年)3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は、3,160,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市市民局まちづくり推進部ばらのまちづくり課
〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（本庁舎 8 階）
電 話： 084-928-1210（直通）
F A X： 084-927-7021
E-mail： world-rose-convention@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年(令和 8 年)2 月 27 日(金)
実施要領等の配付期間	2026 年(令和 8 年)2 月 27 日(金)から 同年 3 月 13 日(金)まで
質問書受付期間	2026 年(令和 8 年)2 月 27 日(金)から 同年 3 月 12 日(木)午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026 年(令和 8 年)3 月 12 日(木) 回答は、適宜福山市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026 年(令和 8 年)2 月 27 日(金)から 同年 3 月 13 日(金)午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026 年(令和 8 年)3 月 16 日(月)
企画提案書の受付期間	2026 年(令和 8 年)3 月 16 日(月)から 同年 3 月 25 日(水)午後 5 時まで
プレゼンテーション審査	2026 年(令和 8 年)3 月 27 日(金)
審査の結果通知	2026 年(令和 8 年)3 月 30 日(月)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026 年(令和 8 年)2 月 27 日(金)から同年 3 月 13 日(金)（市の休日を除く。）まで

イ 配付場所

(1)に同じ。福山市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書受付期間

2026年(令和8年)2月27日(金)から同年3月12日(木)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)をばらのまちづくり課宛に電子メールにファイル(ファイル形式はMicrosoft Word)を添付し提出すること。

※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

※ メール送信の際は、件名に「「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務に関する質問」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)2月27日(金)から同年3月13日(金)午後5時まで(市の休日を除く。郵送の場合は3月13日(金)午後5時必着)

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を作成し、各1部を提出すること。

(エ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 参加申込書(様式1)

イ 実績報告書(様式2)

ウ 業務実施体制(様式3)

エ 登記簿謄本(写しでも可)

オ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は直前1事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「株式資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

カ 市税の完納証明書(原本。福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの。福山市に納税義務のない者を除く。ただし、福山市における納税義務のない者は申立書(様式4)を提出すること。)

キ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの)

ク 印鑑証明書(原本)

- ケ 使用印鑑届（様式5）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- コ 委任状（様式6）（契約締結に関する権限を支社長等に委任する場合に限る。）
- サ 誓約書（様式7）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年(令和8年)3月16日(月)に、参加申込書の提出者全員に、郵送等により参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表する。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2026年(令和8年)3月16日(月)から同年3月25日(水)午後5時まで
(市の休日を除く。郵送の場合は3月25日(水)午後5時必着)

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式8） 1部

イ 企画書 6部

※ 「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務委託仕様書に基づいた内容
とすること。なお、提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと

ウ 見積書 1部

※福山市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日

2026年(令和8年)3月27日(金)

イ 実施方法

別表「「ばらのある暮らし」実践事例紹介パンフレット作成業務委託に係る企画書等評

価基準及び採点表」の評価項目及び評価内容に基づき、審査を実施し、1者を選定する。

なお、プレゼンテーション審査の詳細は、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 審査結果の通知

2026年(令和8年)3月30日(月)までに、企画提案者全員に評価結果を郵送等により通知する。ただし、評価結果の通知については企画提案者の評価結果のみを公開とし、参加者名簿等は非公開とする。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、受注候補者は福山市と契約締結に向けた協議を行うこととする。

(3) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

(4) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。

11 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と福山市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)ウで提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

12 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合 等

13 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、

辞退したものとみなす。

- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て提出者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 参加申込書及び企画提案書の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 提出者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 受付期間以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プレゼンテーション審査実施日までに辞退届（様式自由）を 6 (1) に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (18) 本契約に係る 2026 年度（令和 8 年度）歳入歳出予算が、令和 8 年第 1 回福山市議会定例会での議決を得られず成立しなかったときは、本プロポーザルを取り消すものとする。なお、この場合において、本市は何ら責めを負わないものとする。